

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 30(オ)772	原審裁判所名	仙台高等裁判所秋田支部
事件名	建物収去、土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 31 年 1 月 26 日	原審裁判年月日	昭和 30 年 8 月 11 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 21 号 7 頁		

判示事項	
裁判要旨	

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告理由第一点は、原判決は民法四二三条の解釈を誤った違法があるというが、同条による債権者代位権の行使に当つて、債権者が第三債務者に対し直接自己に給付を求め得るものと解するを相当とするから、所論の違法を認めることはできない（昭和二九年九月二四日第二小法廷判決、民集八卷一六五九頁参照）。	
同第二点は、原審の認定にそわない事実を前提とするものであつて適法な上告理由と認め難い。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
（裁判長裁判官 真野毅 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 裁判官 入江俊郎）	

※参考：判例タイムズ 55 号 36 頁